

○環境省告示第四十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年六月十七日

環境大臣 松本 龍

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の規定に基づき排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準は、同欄に掲げる廃棄物ごとにそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

廃棄物	排出海域	排出方法
東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六	上欄第一号から第三十六号までに掲げる場所に所在するものにあつては北緯三十九度〇	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）別表第二号下欄に掲げ

年政令第三百号) 第六条第一 分四十五秒東経百四十三度七  
る方法

項第四号イ(3)に掲げる廃棄物 分十秒の地点を中心とする半  
であつて、この告示の公布の 径九キロメートルの円内の海  
際現に次に掲げる場所に所在 域、同欄第三十七号から第四  
十号までに掲げる場所に所在  
するもの

一 岩手県大船渡市赤崎町 するものにあつては北緯三十  
字合足十五番地 九度二十分東経百四十三度二

二 岩手県大船渡市赤崎町 十一分の地点を中心とする半  
字生形十四番七号 径九キロメートルの円内の海

三 岩手県大船渡市赤崎町 域  
字大立二十三番二号

四 岩手県大船渡市赤崎町  
字蛸ノ浦百九十番地

五 岩手県大船渡市赤崎町  
字鳥沢百六十四番二号

六 岩手県大船渡市赤崎町

---

字鳥沢三百二番地

七 岩手県大船渡市赤崎町  
字長崎二百三十番地

八 岩手県大船渡市大船渡  
町字欠ノ下向一番十三号

九 岩手県大船渡市大船渡  
町字下平九十六番地

十 岩手県大船渡市大船渡  
町字茶屋前百七番二号

十一 岩手県大船渡市大船  
渡町字野々田二番一号

十二 岩手県大船渡市大船  
渡町字堀川一番一号

十三 岩手県大船渡市大船  
渡町字砂子前百十六番一

号

---

---

---

十四 岩手県大船渡市三陸  
町越喜来字烏頭二百十四  
番一号

十五 岩手県大船渡市三陸  
町越喜来字鬼沢七十九番  
六号

十六 岩手県大船渡市三陸  
町越喜来字泊百七十七番  
地

十七 岩手県大船渡市三陸  
町越喜来字仲崎浜二百十  
四番地

十八 岩手県大船渡市三陸  
町越喜来字浪板一番地

十九 岩手県大船渡市三陸  
町越喜来字浪板三百二十

---

---

七番地

二十 岩手県大船渡市三陸  
町吉浜字扇洞二百二十八

番地

二十一 岩手県大船渡市三

陸町吉浜字根白百五十九

番地

二十二 岩手県大船渡市三

陸町吉浜字千歳三百十一

番地

二十三 岩手県大船渡市三

陸町吉浜字増館二十八番

三号

二十四 岩手県大船渡市三

陸町吉浜字横石九十三番

三号

---

---

---

二十五 岩手県大船渡市三  
陸町綾里字小石浜四十九  
番地

二十六 岩手県大船渡市三  
陸町綾里字小路七十六番  
地

二十七 岩手県大船渡市三  
陸町綾里字砂子浜七十九  
番二号

二十八 岩手県大船渡市三  
陸町綾里字大明神百三十  
一番十七号

二十九 岩手県大船渡市三  
陸町綾里字館百三十四番  
地

三十 岩手県大船渡市三陸

---

---

町綾里字館百三十五番地

三十一 岩手県大船渡市末

崎町字小中井百八十二番

地

三十二 岩手県大船渡市末

崎町字小細浦九十番一号

三十三 岩手県大船渡市末

崎町字小細浦九十一番一

号

三十四 岩手県大船渡市末

崎町字泊里百四十番地

三十五 岩手県大船渡市末

崎町字泊里百四十一番二

号

三十六 岩手県陸前高田市

気仙町字二日市百四十五

---

番地

三十七 岩手県上閉伊郡大

槌町安渡三丁目十一番地

三十八 岩手県上閉伊郡大

槌町安渡三丁目十二番十

二号

三十九 岩手県上閉伊郡大

槌町安渡三丁目五百二十

二番地

四十 岩手県上閉伊郡大槌

町桜木町一番十一号